

(平成22年4月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 48 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 47 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から同年12月までの期間及び38年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年1月まで  
② 昭和38年4月から39年3月まで

昭和38年10月、A区役所で国民年金の加入手続をし、その際、37年4月にさかのぼって国民年金保険料を納付した。また、39年10月に都道府県の職員が集金に来たとき、37年7月から39年3月までの国民年金保険料が未納であると言われ、再度、さかのぼって納付した。この期間の保険料を納付したことは間違いないので納付済期間として認め、重複して納付した期間の保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によれば、昭和37年4月から同年12月までの期間及び38年4月以降の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人は、昭和37年7月から39年3月までの国民年金保険料を同年10月に過年度納付した領収書を保持していることから、37年7月から同年12月までの期間及び38年4月から39年3月までの期間の保険料を重複して納付していたものと認められる。

さらに、申立期間について、平成10年12月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間を統合するまでは、申立人は、昭和36年4月

から国民年金の強制被保険者として記録され、37年4月から同年12月までは国民年金保険料が納付済とされていたが、この記録統合によって、申立期間は、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間との重複期間であることが判明したため、同年4月から同年12月までの保険料について、還付決議された平成10年12月4日以降、社会保険事務所（当時）が申立人あてに国民年金保険料還付請求書を送付したと推認できるが、申立人が、還付請求を行った記録は無い。

加えて、行政側に本来加入及び納付できない厚生年金保険被保険者期間を含む期間について、さかのぼって国民年金に加入させ、かつ、既に納付済である昭和37年7月から同年12月までの期間及び38年4月から39年3月までの期間について、過年度保険料として国民年金保険料を徴収したという誤りがあり、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済であり、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされることをも踏まえると、年金裁定請求手続の中で申立人の被保険者期間を確認する過程で、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として申立期間の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から同年12月までの期間及び38年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日は、昭和46年9月13日、資格喪失日は47年4月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月13日から47年4月1日まで  
A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和47年4月1日となっているが、企業年金連合会年金サービスセンターから「C厚生年金基金への加入期間は昭和46年9月13日から49年5月22日までの32か月間である」との回答をもらっているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が厚生年金保険の本社一括適用事業所となる以前における同社B工場の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の資格取得日が昭和46年9月13日、喪失日は47年4月1日と記録されている上、同社が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における申立人の資格取得日も同日となっていることが確認できる。

また、申立人は、企業年金連合会年金サービスセンター年金相談室の「C厚生年金基金への加入期間は昭和46年9月13日から49年5月22日までの32か月間である」との回答書を保有している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張するA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和46年9月13日、喪失日を47年4月1日とする届出を事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年8月22日から同年10月1日までの期間に係る船員保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年8月22日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年10月1日まで  
昭和20年3月にA社のB養成所を卒業し、同年4月にC社に入社した。同年8月の米軍による爆撃で沈没するまではD丸に乗船し、その後はE号に乗船し甲板員として石炭輸送に従事したが、申立期間について船員保険の被保険者記録が無い。申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和20年8月22日から同年10月1日までの期間において、申立人が所持している「F号」に係る「証明書」によると、申立人が同年8月22日から甲板員として当該船舶に乗船していることが確認できる。

また、前述の「証明書」からは「F号」の船舶名の記載及びA社の証明印が確認できることから、当該船舶は同社の管理下に置かれていたことが推認できる。

なお、申立人は当該船舶について総トン数200トンから300トンぐらいであったと申述しているところ、A社の資料によると、対象船舶は当初、総トン数100トン以上とされていたことが記録されている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和20年8月22日から同年10月1日までの期間において、船員保険被

保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、船員保険被保険者名簿の申立人に係る昭和 20 年 10 月 1 日の標準報酬から 60 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に閉鎖しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 20 年 4 月 1 日から同年 8 月 22 日までの期間について、申立人は船長及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の乗船日に係る証言も得られない上、当該期間に係る船員手帳も無いことから、申立人が同期間において、当該事業所に勤務していたことを推認できない。

また、申立人は、当該期間に係る船員保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を同年4月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から同年12月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から43年1月1日まで  
昭和41年3月7日にA社に入社し、C区にある同社D工場に配属となった。その後、42年4月1日に本社E部に配属となったが、申立期間において厚生年金保険の加入記録に空白がある。平成17年5月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の社員カード、及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務（昭和42年4月1日に、同社D工場から同社E部F課に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の社会保険事務所（当時）に係る昭和43年1月の記録、及び申立期間に係る同性、同世代の同僚の社会保険事務所の記録から、42年4月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から同年12月までは3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主は不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得日は、昭和43年1月1日と記載され、

当該受理日は同年2月21日とされている上、仮に事業主から申立てどおりの資格取得届が提出された場合には、その後、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録しないと考えることから、事業主が、同年1月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月21日から同年5月1日まで  
昭和40年3月21日からC社（当時）の地域割、営業政策に従い、D社から新設会社であるA社へ異動した。給与からは社会保険料が継続して引かれていたと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、勤続表彰の記念品及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社に継続して勤務（昭和40年3月21日にD社からA社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和40年5月の社会保険事務所（当時）の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

一方、国（厚生労働省）の記録によれば、A社は、昭和40年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間において法人事業所であったことが確認できるとともに、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしているものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、現在の事業主は不明としているが、事業主は、申立期間において、適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録（昭和39年11月30日）を昭和39年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月30日から同年12月1日まで

A社に昭和37年4月から50年9月までの期間、継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答を受けた。39年11月30日に退職はしていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された昭和47年12月\*日発行の表彰状から、申立人は37年4月から50年9月までの期間、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は転勤後においても、業務内容及び勤務形態は同一であったと申述している上、申立人と同時期に転勤になった同僚の厚生年金保険加入記録も、転勤時において継続していることから、申立人についても同様の取扱いであった事情がうかがわれる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和39年10月に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万4,000円とすることが妥当で

ある。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 群馬厚生年金 事案 610～650（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人の平成17年12月28日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年12月28日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与個人別集計表により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、当該事業所から提出された賞与個人別集計表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 41 件（別添一覧表参照）

# 別添一覽表

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
610	男		昭和16年生		27万1,000円
611	男		昭和40年生		39万9,000円
612	男		昭和22年生		40万9,000円
613	男		昭和26年生		16万2,000円
614	男		昭和31年生		24万3,000円
615	男		昭和29年生		16万6,000円
616	男		昭和30年生		23万6,000円
617	男		昭和39年生		28万1,000円
618	男		昭和48年生		30万9,000円
619	女		昭和52年生		26万3,000円
620	男		昭和29年生		31万4,000円
621	男		昭和40年生		31万円
622	男		昭和30年生		27万3,000円
623	男		昭和36年生		24万4,000円
624	男		昭和42年生		27万2,000円
625	男		昭和44年生		30万7,000円
626	男		昭和31年生		27万6,000円
627	男		昭和28年生		25万8,000円
628	男		昭和46年生		28万2,000円
629	女		昭和55年生		23万3,000円
630	男		昭和29年生		29万2,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
631	男		昭和50年生		19万5,000円
632	男		昭和26年生		24万5,000円
633	男		昭和51年生		22万9,000円
634	男		昭和45年生		25万7,000円
635	男		昭和27年生		27万3,000円
636	男		昭和26年生		32万1,000円
637	男		昭和44年生		25万円
638	男		昭和20年生		21万4,000円
639	男		昭和50年生		20万9,000円
640	男		昭和24年生		23万6,000円
641	男		昭和47年生		19万6,000円
642	男		昭和20年生		20万5,000円
643	男		昭和42年生		22万6,000円
644	男		昭和44年生		21万5,000円
645	男		昭和31年生		20万8,000円
646	男		昭和44年生		21万4,000円
647	男		昭和44年生		22万7,000円
648	男		昭和33年生		21万円
649	男		昭和40年生		23万7,000円
650	男		昭和55年生		11万1,000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年5月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年5月から同年9月までは5万6,000円、同年10月から49年5月までは6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月1日から49年6月1日まで  
昭和48年5月にA社に入社し、2か月ぐらいの社内研修後、B社C工場本社内で働くことになった。出向であったか否か詳しいことは分からないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にB社C工場本社内に勤務し、同じ課に所属していたA社の同僚は「申立人の方が少し先にA社へ入社していたと思う」と証言しており、その同僚の同社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和48年8月1日と記録されている。

さらに、A社における当時の事務担当者は「当時は、臨時社員等はおらず、すべて正社員で、労働保険、社会保険については、一律に全員を加入させていた。試用期間については、2、3か月ぐらいあったと思う」と証言していることから、同社における試用期間について、申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得している十数人の社員に確認したところ、その期間は一律ではないものの、ほぼすべての社員が2か月以内に被保険者

資格を取得していることを踏まえると、同社は、入社後まもなく、社員について厚生年金保険の加入手続を行っていたことがうかがえる。

加えて、当該事業所における申立人の雇用保険の資格取得日は、昭和48年4月16日であることから、申立人は同日に入社していたことが推認される。申立人について「自分はA社に昭和48年4月に入社した。同社は入社後、2か月ぐらいの社内研修があり、その研修は一人ずつ行われ、申立人は自分のすぐ後であったと記憶している」と証言している同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年5月7日であることから、当該同僚と同じ同年4月に入社している申立人も同日に被保険者資格を取得したものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和49年6月の社会保険事務所（当時）の記録、及び当該事業所における同年代の同僚の申立期間に係る社会保険事務所の記録から、48年5月から同年9月までは5万6,000円、同年10月から49年5月までは6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に亡くなっているため証言が得られないものの、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などの、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人の資格取得日に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年5月から49年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から同年8月までの期間及び49年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月及び同年8月  
② 昭和49年1月から同年6月まで

昭和44年7月及び同年8月の国民年金保険料については、国民年金手帳に検認印が押してあるので、社会保険事務所（当時）で確認したところ、既に還付してあると言われた。申立期間の還付金を受け取った記憶は無いので還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料に係る還付金を受け取っていないと主張しているが、申立期間①については、厚生年金保険に加入している期間であり、申立期間②については、重複して保険料を納付している期間であることが確認できることから、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さはない。

また、年金事務所の保管する還付整理簿には、還付金額、還付事由、還付決定日及び支払年月日が明確に記載されている上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）にも申立期間に係る還付の記録が記載されており、それらの記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対し国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年7月まで

昭和33年に高校卒業と同時に就職したが、厚生年金加入事業所ではなかった。36年に国民年金制度ができ、母の勧めで国民年金の加入手続をした。当時の保険料は100円で、婦人会の人が集金に来ており支払っていた。

申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金に加入し国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和43年5月に払い出されており、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、ほかに申立期間の保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

また、申立期間中に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、複数回の厚生年金保険との切替手続も行っておらず、国民年金に未加入の者に対して市が国民年金保険料の納付を集金人に依頼することは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 1 日から 35 年 7 月 1 日まで

A社へは昭和 33 年 1 月に入社した。厚生年金保険に加入したことは知らされていなかったが、資格取得日が 35 年 7 月 1 日となっている。その前から保険料は引かれていたと思うので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の申述内容及び同僚の証言により推認できる。

しかしながら、当該事業所の後継会社の事業主は、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、関連資料が保管されておらず不明である旨を証言しているところ、同事業所の複数の従業員は、「社会保険の説明は無かった。資格取得日よりも前から勤務していた。無いと思っていた厚生年金保険の記録があって驚いた」、「入社してからの5年間のうち、最後の2年間だけ厚生年金保険に入れてもらえた」と証言していることから、同事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月ごろから同年 7 月ごろまで  
平成 13 年 4 月ごろから、A社B支店に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。保有していた同年 5 月の「支給明細表」によると、保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間のうち、平成 13 年 4 月 16 日から同年 6 月 6 日までの期間において、A社B支店に勤務していたことは、雇用保険の加入記録が確認できること、及び同社から提出された給与計算資料により出勤日数が確認できることにより推認できる。

しかしながら、申立人が申述するとおり、申立人が保有する平成 13 年 5 月の「支給明細表」によると、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、当該事業所から提出された給与計算資料によると、同年 6 月の給与支給の際には、控除された厚生年金保険料は還付され、同年 6 月の給与からは、厚生年金保険料は控除されておらず、このことについて同事業所は、「申立人の被保険者資格取得の届出を行う前に、申立人が退職することが明らかとなり、控除した保険料を翌月に返金した」と回答している。

また、当該事業所が申立期間当時に加入していたA厚生年金基金においても、申立人の申立期間における加入記録は確認できない上、申立期間において同事業所に係る健康保険整理番号に欠番は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。